

■ 神奈川県消費生活条例の見直しについて

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、「神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下、「要綱」という。）」を制定し、一定の要件に該当する条例について、5年ごとに施行状況の検証を行い、見直しを行う仕組みを定めている

前回（令和元年度）の要綱に基づく見直しから5年を経過したため、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

1 条例名 神奈川県消費生活条例（制定：昭和55年、最終改正：平成30年）

2 概要

消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資するため、県民の消費生活に関し、県及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の必要な事項を定めている。

3 見直しの視点

本条例に関係する社会状況の変化、過去5年間の施行状況、関係法令の動向等の確認により、条例制定理由が現在の社会状況にふさわしいものであるか、要綱に基づく必要性、有効性、効率性、基本方針適合性（新かながわグランドデザインなどにおいて示された、県政の目指すべき方向性に適合しているか。）、適法性の5つの視点から、見直しの必要性について検討した。

4 主な運用実績

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消費生活に関する相談件数 （第3条の2）	15,295件	13,367件	9,990件	10,967件	10,463件
事業者に対する指導・勧告件数 （第13条の4）	29件	31件	27件	28件	33件
被害救済のために必要な助言、 あっせん等件数（第22条）	13,188件	11,380件	8,515件	9,070件	8,716件

5 見直し結果

<p>必要性</p>	<p>社会状況の変化を背景に複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政の充実強化が求められる中、本条例は、消費者被害の速やかな救済のために必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対して指導等を行う根拠となるものであり、また、消費者の権利を確立し、消費者教育を推進する等、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するために必要な条例である。</p>
<p>有効性</p>	<p>本条例に基づき、深刻化する消費者被害の速やかな救済のための必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対する指導等を行っており、消費者被害の未然防止及び拡大防止のために有効に機能している。</p> <p>第2章第1節「危害の防止」に関する条文には、その対象に役務（サービス）が含まれていないが、制定当初には想定していなかった新たなサービスの登場など、社会状況の変化に対応するため、条例の改正を検討する必要がある。</p>
<p>効率性</p>	<p>本条例において、目的達成に必要な最小限度の事項を規制するとともに、消費者教育、被害の救済等を規定することにより、消費者施策を総合的、計画的に推進しており、効率的である。</p>
<p>基本方針 適合性</p>	<p>本条例は、「新かながわグランドデザイン」の主要施策「消費者被害などの未然防止と救済」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。</p>
<p>適法性</p>	<p>消費者基本法その他の関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。</p>
<p>結論</p>	<p>社会環境の変化に対応し、より効果的に施策を推進するため、条例の改正を検討する必要がある。</p>